

第十九回
会

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第七号

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)午
前十一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
小笠原三三男君

委員

石井 桂君
剣木 享弘君
横川 信夫君
秋山俊一郎君
高橋 道男君
竹中 勝男君
成瀬 橋治君
寺本 廣作君
千田 正君

國務大臣

緒方 竹虎君

政府委員

大蔵省主計 佐藤 一郎君
局総務課長
農林省大臣官 増田 盛君
房会計課長

本日の会議に付した事件
○補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別
委員会を開会いたします。補助金等の
臨時特例等に関する法律案を議題に供
します。

質疑を行前二十日の委員長及び
理事打合会の経過を御報告いたしま

す。内容は本二十三日に総括質問を行
う、自後の日程についてはこれを決定
することなく、なるべく早い機会に委
員の懇談会を開いて法案の取扱等につ
いてお話を願うということでございます
ました。本日の委員会散会後秘密懇談
会を開いて御相談を願いたいと存じま
す。

それでは総括質問を行います。政府
から緒方副総理が出席せられておりま
すから、質疑のある方は御発言願いま
す。

○小笠原三三男君 副総理もお忙しい
ことでしようから、一応政府全体の問
題として所見をお尋ねしておきたい部
分だけに限ってお尋ねしたいと思ひの
ですが、その前に大蔵失礼なことを申
上げるようでございますが、この補助
金等の臨時特例等に関する法律案につ
いて副総理簡潔でもよろございませう
お目を通しておられますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 閣議のとき
に承知しているだけでございませう。

○小笠原三三男君 この補助金等の臨
時特例等に関する法律案ということ
で、補助金の整理だけでなく運輸
の他の国庫納付金を停止して地方の財
源に充てるというふうなものもござい
ますが、それはまあ特例中の特例です
ので補助金の問題でお尋ねしますが、
政府は国の財政の健全化及び中央地方
を通ずる財政調整の見地から国の補助
金、負担金等につきましても整理する必
要を認めてこういふ法案を出しておら
れるという趣意でございますが、そこ

ろが補助金、負担金等の国の予算で占
める額というものは三千八百億から四
千億になん／＼とする、国の一兆億予算
と言われるものの中にも大巾なウエ
イトを持つ予算であります。それが各
省関係にそれ／＼散布せられておるの
であります。今この整理のそれ
によりまして、純粹に補助金等が停止
あるいは打ち切られる、或いは補助率
の金額であります。それだけの僅かな
二十億足らずの金額を国の予算上圧縮
することができて地方の負担に廻した
ということだけで、国と地方との財政
調整がなされる途を開いたなどと言え
る筋合のものであるかどうかというこ
とをお尋ねしたい。で事情としていま
私たちが今論議している過程では地方制
度調査会、或いは税調査会等から客申
になつてこの補助金を大巾に断ち切つ
て地方財政を自ら身を立てて行く、

地方に地方固有の財源を多く与えるそ
のことが憲法でいわれる地方自治を確
立するもう重要な問題なんだ、もう補
助金制度というふうなものは断ち切ら
なくちやならん。こういう一般の見解
があるわけなんです。それにしても三
千数百億のうちからたつた二十億足
らずの補助金をそれを抜いて来てこう
いうことをするというのはどうも本
格的な施策とは考えられない。他に何ら
か幾ばくでも国の財源をまあ地方支出
をこの際減らしたいということでは各
省にそれ／＼要求が大蔵当局からあつ
て、やむなく各省で供出したものなの

ちから適当なり／＼のものを羅列し
てこういふ法律案に出したのでは
ないかという疑いを持つておられるわ
けなんです。少くとも大蔵省から出てお
ります補助金、負担金等の内訳を見ます
と一町村百円にも足りないような補助
金等もあるのにそれらはやめることを
しない。或いはまだ／＼金額の少い補
助金、それまでにしなくてもいいのじ
やないかと思はれるものさえ残つてい
る。それに一方こういふ特例を以てそ
れぞれ措置せらるるものがこう出て来
る。こういうふうなひつ張り出して来
た基準そのものが筋違立ててちつとも
私たちにわからんのです。そういうよ
うな点がまあ問題になつておるのだ、
まあ副総理として今こゝでいろいろ
見解を固めて御答弁になるというよう
な場合もあるでしょうが、私たちがし
ては単にこれは政府攻撃ということでは
なくて、国と地方の財政負担の区
分、或いはもつと根本にさかのぼれば
事務配分の問題までさかのぼつて基本
的な立場に立つてこの問題を解決しな
ければならんのだ、まあ今出してい
るものは非常に簡単なものであります
けれども、副総理の基本的な見解をお
尋ねしておきたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今御発言の
趣旨からいふといわゆる本格的なもの
ではないという御意見も御尤もであり
ますが、政府は二十九年度予算編成に
当りまして財政の膨脹から来るインフ
レを極力阻止するために、今回のい

ゆる一兆円予算編成の大方針を立てた
ことは御承知の通りであります。又中
央地方を通ずる財政調整を図るため地
方交付税制度の創設等各般の措置を講
じたわけでありまして、以上の方針に
即応するために地方公共団体に対する
補助金のうち職員給与、経常事務の
維持運営等に対する補助はこれを整理
軽減することとしたし、その減
額分は代りに交付税として地方に交付
する方針をとり、又民間団体又個人に
対する補助は極力財政緊縮の線に即つ
て削減を図つた次第であります。そう
いう趣旨から今回のような措置をいた
した次第でございます。

○小笠原三三男君 そういふことは実
は前にも言われているのでよくわかつ
ておるのですが、例えば民間団体等に
対する補助金等で補助金等の交付を停
止又は軽減することが妥協と認められ
るものを見ますならば、この法律案に
挙げられたもの以上に、私たちが見
ると外部団体に対する補助金でやはり
措置しなければならぬ団体等が多々
あるということも考えられる。それで
妥協ということが単に事務当局、財政
当局の主観等によつて何ら客観的な基
準もなくしてこういふふうな法律案に
一、二ひつ張り上げられて来たとい
うその根拠が私たちにさつぱりわか
らん。補助金についてもそうです。同じ
職員給与といふにしても、他にも
多数のものがあるわけなんです。な
ぜこういう関係の法律にだけ手をつけ
て来たのかという根拠が明らかでな

い。それでも副総理から率直に、いやこれはたとえ三十億を浮かすためにこういうことをしたので、その間には気の毒なものもあるかもしれないがまあ勘弁してくれというのならそれでもいいのです。

○国務大臣(緒方竹虎君) 今御審議を願つておられますのは、関連のある法律の改廃等をいたさなければ補助金の整理ができませんのでありまして、それ以外に今御指摘になりましたように民間団体についての整理、これは予算面におきまして相当整理をやつております。

○小笠原三三男君 あとでまあ事務的なことは伺いますから。副総理は予算面で削減しているはずだといひますけれども、必ずしもそうではない事情もあるわけで、ここでそういう点はあんまり論議したくないんですが、ただ今差当つて抜本的に計画的に年度の計画をもつて補助金等を整理するといひ何か基本的な態度をお示し願わないで、そうしてただ現象的にこの目の前に現れて来たものだけ通覧しますとちつとも妥当ではない。前にも申しましたが、災害等に対する復旧費の補助金等は金額或いは入割、こういうようなものもそのまんま残つてゐる。一方それと見合ふような重要な農林等の食糧増産対策上緊急必要であると思われるようなものの補助率は削減せられてゐる。そういうような食い違いと申しまゝか矛盾している点が多々ある。これがまあ問題になつておるわけなんです。それで副総理がそうおつしやるならば、今後どうやつて行くつもりで今たつたこれだけのものを、出して来たのか、その今後の補助金整理等に

対する政府の対策、基本的な態度を伺つておかなければならぬ。

○国務大臣(緒方竹虎君) 先ほど申し上げました法律関係のものは一応これで整理を段階するつもりでございます。法律以外に予算で整理をするものはこのほかになつております。それから今お話のありました災害につきましても別途に検討いたしておりますけれども、その間のバランスがとれていないというようなこともあるかも知れませんが、それは別途にやつて行くつもりでございます。

○小笠原三三男君 やはり、そう言つては失礼ですけども、副総理は内容と実体をおつかひでないものだから、隣のほうから教えられてそう言ひますけれども(笑聲)そう言つただけでは必ずしも済まないのですよ。簡単にこれは法律の根拠に基くもので、だから法律の根拠に基いたものは一切これでもう整理したつもりであると、あとその他はないはずだといふような前提の下にお話になつて来ているといふとどうもおかしなやつて来るのです。まあそれはそれでいいとして、一つ今度は観点を變えまして、計画的に作為的であつたかどうかを問はせなければ、補助金のその他の整理の關係する法律は二十幾つここに出てゐるのですが、その半数の十三という法律案は、これは根拠の法律は議員立法でできてゐるのです。で、その議員立法でできてゐるうちにも、特に昨年度議員立法でできて、そして二十九年度から予算的にも措置をすると言明になつて政府も御承認になつてゐる。併し、経過期間中、目のめを見ないで本年からやうやく目のめを見るのだと言われてい

るような法律も、こういうふうに一方的に、これは多分大蔵財政当局の強い意向を以てこういう改正法案が出て来たと思つてゐるが、改正されてゐる。そして最近決定した院の意思といふものは真向からじりりんされてゐる。こういうようなやり方が政府としてとつていいものか、望ましいとお考えになるかどうか。この点も伺つておきたいのですが、而もこの予算的には金額はその辺の造船の利子の補給をしたとか、或いは造船の割当をするとかといふような、そんな面倒な問題の起るような大きな金額ではない。併し、又関係住民なり受益団体にとつてはやむにやまれない重要な施策であつたものが多々あるわけなんです。この点についても副総理のお考えをお尋ねしておきたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) 政府として非常に望ましいこととは考えておりません。予算の編成上、殊に御承知のように緊縮予算を編成いたしまする上にやむを得ない一つの措置として考えたのでございまして、只今お話のやうに特に議員立法に基くものを整理して国会の立法権を尊重している点もありはしないかといふお話でございますが、全体として六十億、百億以上ある補助金負担金等の整理軽減の中で、議員立法の改正を要するものは十三件、今お話の通りであります。そういうので必ずしも議員立法を目当てにしてゐるわけではございません。従ひまして、国会の立法権を尊重している、そういう考え方は初めから少しもございせん。

○小笠原三三男君 再三申し上げますが、今度出て来ている補助金の整理の法案の根拠になる法律以外に補助金を出している法律は他に多くあるのです。これで全部終つてゐるのじやない。その中から特に議員立法で、而も何年か経過してそれ／＼事態が明白になつてゐるものを整理して行くといふならともかく、そうではなくてまだ日のめも見ない、本年から実施する、而もそれを確約したその案を実施直前に又整理するといふようなことは、議員の立法を尊重しているのだと口でおつしやるけれども、事実としては尊重してゐないといふことになるのじやございせんか。私はその点を申し上げてゐる。他に幾多金額的に言ふならばまだまだ多数の整理を要するものもあるのですよ。

○国務大臣(緒方竹虎君) 政府としては財政全般から見ましてこういう整理も御辛抱を願わなければならぬという観点から、従ひましてこれを国会の御審議にかけて、そして政府の見解に対して御批判、御審議、決定をお願いしたい。今の財政の當面の事情からいいたしまして政府としてはやむを得なかつた、そういう結論に立つてゐるわけでありませう。

○小笠原三三男君 それで財政の當面の事情からというだけの金額、全体の補助金負担金等の關係からという金額だと全然考えられない。政府も恐らくそんなことは考えないと思つたので、もつと内わたつた話をしますと、私たちは各關係の調査機關から上申せられたようにこの際国税も地方税等も抜本的な改正が行われ、その機会にこの補助金等の問題について根本的な検討が加えられて、それで大幅な補助金の整理の法案が出て来るのだらうと実は

予想しておつたわけでありませう。ところがそうではなくて、大部分の補助金のそれは取残されておつた議員立法十三件を含むたつたこれだけの補助金の整理の法案が出て来、それが財政的な裏付けは地方においてはどうかあるかと言へばどうにもならないものもある。交付税で見てもどうかと口でだけ言ひながら根拠があるかどうかはさつぱり不明である。こういうような形の法案が出て来て基本的な考え方から言つても非常に不満なものがある。併しなから過渡的な段階としてこういうことをやつたといふことであるならば、同じ過渡的な段階としてはかまひ相当手をつけるべき法律は、実施するものは一応実施させてその経過を見て逐次根本的に整理するならばという考え方が望ましいのではないかと。そういうこともなしに初めからその経過も見ないで、単に財政的な都合といふことで議員立法がこういうふうになつてゐるというものであつては非常に困る。これは意見に耳をすくけれどもそういう観点に立つて副総理の御意見を伺つてゐる。

而ももつと内わたつた話をいたしますと、何もそういうふうな整理に関する法律案といふふうに一括して出す筋合のものじやない。ここに法律の体系で第一条、第二条、第三条とありますけれども、第一条と第二条とは何の關係もない、二条と三条とは何の關係もない、個ばら／＼の内容を持つてゐるものを一つの法律案だなんて、ただ単なる文章上体裁をつくらつて出して来てゐる。これはそれ／＼の単行法の中の一部を修正して各常任委員会に付議すればいいものなんだ。それをわざ／＼こ

ういふふうにとりつくるつて特別委員
会等を以てこれを審議せよという政
府の意図は、各常任委員会にこれを廻
すならば、この法律体系は見込みがな
いというお見込みがあつたから、職務
的にこういふふうな苦肉の策をおとり
になられたのだらう。だらうという推
定だけでなくて各党間にそのことにつ
いては意見が一致しているのです。そ
ういふことまでしていろ／＼の技巧を
用いて持ち廻つて来たものが、これが
副総理の言ひに真に財政的な見地
からやむを得なかつたというならば、
もと／＼その院と政府との関係等を
考えるほうが重要ではないか。たつた
数億足らずの金が今一兆予算、而も補
助金負担金三千数百億の中からは言
えば全く微々たるものじゃないか。こ
ういふものを持つて来るということ
は非常に作爲的である、意図的である
と言わざるを得ない。而も議員立法は
これは何と申しますか、党派間に意見
の相違があつて対立して多数を以て決
したものでない。満場一致金会派が
賛成してきめたものであつて、政府と
党の自由党政調会等も承認しておつた
ものなんです。これが一年足らずでひ
つくり返つて来るというふうなこ
うやり方を副総理が関係各省に對して
やれと言ひ、やらせたというふうなこ
とは私は信じられないのです。そうい
う意味合でこの点はお尋ねしているこ
とであつて、衆議院等では憲法上疑義
があると言はれて論議せられてい
る問題なんです。もう少し私たちとし
てはこゝういふ問題について事前に打合
せるなり、その他慎重な方法をとつて
もらいたかつたと考えるのですが、こ
れは大分意見に亘つたことですが、も

う一度副総理の御見解を表明して頂き
たい。

○國務大臣(緒方竹虎) 御意見御尤
もな点もあるのですが、こ
ういふ出方の先例はたしか私はあると
思います。今度の法律案は勿論関係各
大臣の共同協議でありまして、各大臣
はそれ／＼所管の補助金制度提案につ
いて責任を有しておるわけでありま
す。国会に對する提案の最高責任者は
勿論内閣総理大臣、但し本法律案は各
省関係に亘るものであり、又予算案に
密接な関係があるため予算案と大臣と
して大蔵大臣が本提案のとりまとめに
當つたような次第でありまして、そ
ういふ意味で担当大臣は大蔵大臣と申
ましようか、趣旨がさういふところか
ら發しておられますので、こゝういふ形
の一括した法律案とし、一括して御審
議願つたほうが或る意味においては便
利ではなからうか、さういふ考えから
こゝういふ提案の仕方をいたしてゐる次
第であります。

○小笠原三男君 私は大蔵大臣がと
りまとめたから提案者になつたのだと
いう考え方については問題があると思
うのです。それはさつきから副総理が
おつしやるように単に財政的な見地に
立つておつしやいました、さうい
う考え方が非常に濃厚だから大蔵大臣
がとりまとめた、そして又大蔵大臣が
それ／＼説明に財政的な見地に立つて
當られるというふうなことになると思
う。従つてさういふことと個々の補助
金を法律を以て実施したその趣意、そ
の目的、その効果というものはさつぱ
り認められたいと申しますか、財政当
局に取上げられない、財政的な面から
だけ法律が考えられて来る、議員立法

が考えられて来る、こゝういふところに
問題があると思ふ。例えばこの議員立
法の面を申しますと、一番論議になつ
たものは漁船損害補償法の関係なんです
ございまして、これは今の食糧対策上
幾多問題のあつた点でございまして
けれども、漁船の損害を補償するとい
うことの内容としては二十トン以下の
漁船が適用になつておつたものを百ト
ンまで拡大して行くというのが、これ
は議員立法であります。而も今日沖合
漁業その他によらなければ、日本のこ
ういふ方面の蛋白質資源も得られないと
いう実状は御承知の通りなんです、今百
トン未満と言つていますけれども、普
通漁業等に出てゐるものは百トン
から四百トンくらいは船が出てゐる。
本當に一〇〇トン以下という沖合漁
業なんです。一般の個人が所有してい
る零細な漁民がこれをやつてゐる。そ
ういふものを補償して行く法律なんです
すが、いづ／＼院として衆議院苦心
してこれは昨年の八月一日からですか
施行になり、昨年度は補正等の予算で
裏付けがでなかつたといふことで、二十九
年度からこれを実施する、是非予算を
付けますと財政当局から言明したもの
なんです。それが又ひつくり返つて旧
法に戻つて行くというふうな仕打を財
政的な見地からだけということ、而
も金額にすれば幾千万円で足りる金額
なんです。それを割らなければこれは
一兆億予算を維持できないのだとか、
或いは国の財政政策が立たないのだと
か、さういふふうな問題とは全然問題
が別なんです。もつと率直に言ひな
らば、余りに財政当局、大蔵当局、もつ
とはつきり言うならば官僚が、どうせ
議員立法をやつたところであつてみ

せるのだ、昨年来言明しておつたこと
が今日現われて来たのです。院内にお
いてさういふことを知らない者はな
い。さういふ官僚の意図するものに關
議なり関係大臣が動かされてこつてさ
るを得ない状態になつて来た、これは
まことにけしからんことだ。私は議員
立法は全部尊重せよとは申しません、
それ／＼批判もあり弊害が生じる問題
等も多々あることは十分承知しており
ます。併しこゝに出て来ているこゝう
いふ問題は、農業改良のほうの関係は食
糧増産対策等の関係からする補助金と
同様に今の日本の置かれてゐる立場か
ら言つて重要な、まあ現金ほどのもの
でありまして、重要な施策のほう
なんです。これを一財政当局なり一
部官僚の意図によつて議員立法何をや
らうが握りつぶしてやるのだなどと言
われてゐるものがそのまゝ出て来て、
我々としてああさうですか、副総理の
おつしやることは御尤もですとは言
へない。もう少し副総理に更にお尋ね
しますが、どういふ経緯でこれが閣議決
定にまで持込まれて来たのか、副総理
は十分内面的に御承知ですか。

○國務大臣(緒方竹虎) さういふ御
結論になるのじゃないかと思つておつ
たのでありますが、この補助金を整理
することにつきましては、特に又議員
立法の関係のものが十三案件あります
し、政府としては相当困難であるとい
うことは予想しておつたのでありま
す。それだけにこの法律案を作成いた
すまでには大蔵省と各省との事務当局
の間に十分の検討を経て参つたのであ
りまして、今大蔵省が勝手にやつた、
或いは大蔵省の予算編成権を余り強度
に使つておるといふふうな御意見があ
りました、これは大蔵省の立地その
ものが形では各省並になつております
けれども、やはり実質的にはアメリ
カの予算局のような立場になつており
まして、結局はその意見も入りませ
けれども、その根底におきましては各
省の上とは申せませんが各省の意見の
上にバランスをとつてやつておるので
ありまして、官僚についての御批判も
ありましたが、私も僅かながら大蔵大
臣代理をやつておつた間に感じました
ことは、大蔵省の官僚は非常に仕事に
熱心ではあります、大臣なり閣議な
りがちゃんとした見識を持つておれば
それを無理押ししてまでどうしよう
という考えは少しもないように思ひま
すし、この案として現われて参りました
ものは何と申しましてこれば閣議か
責任を持つべきものでありまして、こ
の提案から直ちに官僚改善的に、かね
て議員立法といふものを監視してお
る、その傾向が現れたといふふう
に私は私どもは少しも感じておりませ
ん。その点は私から弁解をいたしておき
ます。

○秋山俊一君 只今の副総理の御答
弁でございしますが、先ほど小笠原同
僚委員から漁船損害補償法の件につ
いて御質問がありました、これは私も
當時その修正をした一人であります。
大蔵大臣及び予算を編成する大蔵当局
ともしばしば折衝いたしまして議案を
修正しようとした際に大蔵当局はこれ
に對する代案を出したのでありまし
て、スライド制を出して来たとか或
いは修正案に對する或る程度の変
更をしたかどうかといふふうな大蔵當
局からも提案をしたのでありますが、
これはどうも余りにも姑息的な問題で

ありましたので議院といたしましては現行法の通り修正をしたわけでありませう。それにつきましては勿論、我々と党といたしましては与党の幹部とも十分了解を得、予算閣議についても十分了解を得て提案いたしました。これが全会一致で通過したのでありますが、通過した直後において大蔵省は職を賭してこの法案は実施させないということをお我々にではありませんが或る一部に言明しておつた。そういう全国会議員が満場一致で通過させた法律を一官僚が職を賭してまでも阻止するといつたようなことは甚だおだやかでない。私もほまさがさういふようなことをするはずもなし、又何かの感情的に言つたものだらうと思つておりました。が、今回これが事実として現われて来たことに思ひ合せますと、これは予算の關係にやなしに感情を持つて来ておるものだと強く私も感じまして、非常に憤慨をしております。

○國務大臣(緒方竹虎君) 一応承知しております。

○小笠原三男君 いろいろ中身を知つていない副総理に聞くというのは容易でないのですが、副総理は今度の予算案の衆議院における三派修正に關係し、又その内容については御承知ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 一応承知しております。

○小笠原三男君 ではお尋ねしたいのですが、農林省關係で農業改良助長法に基く補助等の特例ということに従来農業改良普及員なり或いは生活改善普及員ですか、いづれ改良普及事業に對して五千万円の増額を認めたということになつてゐるわけでございますが、一方補助金の率を三分の二から二分の一に引下げ、率を引下げ、一方三派修正では引下げられた二分の一の補助率を以て定員増を決定したわけでございます。そうしますとその分は地方財政に大幅に影響していることは火を見るより明らかなのであります。ところが地方財政に響く部分については交付税を以て計画的にカバーするとも何とも一切それは不明なんです。これは結果としてどういふことに政府は措置しようと思つてゐるのか、一応お尋ねいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 農業改良普及事業というものは直接個々の農家に對して食糧の増産なり或いは農

家経済、或いは農家の生活水準を引上げるがために手まめな指導を加える重要な事業なんです。これなくして冷害対策なりその他食糧増産対策は打立てられないものなんだ。そういうものの補助率が従来三分の二であつても地方においてはその庁舎の建築とか或いは日費の運営とか地元負担が非常に多いけれども函をくいにしつて我慢して来ているものなんです。それが三分の二から二分の一に減るといふことは、實質上は四分の一程度に減つてしまふのではないかと心配せられた果知事の公述もあつたのですが、どうしてこういう重要なものを他の補助金等の整理も一切しない前になぜこういうものに手をつけて来たかということをお尋ねしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 修正案との矛盾の点でございますか。

○小笠原三男君 修正案で定員がふえても結局補助率が引下げられてゐるとすれば、所期の目的を達成することができるとか。結局地方財政の負担に限度があるのですから、それである部分はどういふふうにしてカバーしようと思つてゐる修正をお認めになつたのかという点です。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは一つ大蔵大臣から後刻お答えいたします。

○小笠原三男君 それでは前のほうの、なぜこういふ今の食糧増産対策上重要なもの、而も国は三分の二出したといつても地方も相当部分を持出して仕事をしている。こういう法律に手をつけて補助率を切下げた来た、他の關係の補助金等を交付しているもの、実体とひき比べて、なぜこれだけおぼつんと上つて来たのか、その理由をお尋

ねしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府委員から答弁させます。

○政府委員(佐藤一郎君) 具体的な問題でございますので私が代つて申し上げます。

農業改良普及員の制度につきまして、大蔵省におきましても十分その重要性を農林省等の意見をも伺ひましてかね／＼承知いたしてゐる点ではございます。ただ今回のいわゆる補助金の整理の大きな方針といたしまして、地方団体に対する補助の中で給与職員の設置關係のものは、元來その職員の身分が地方の職員でございますから一方地方自治という観点も考えまして、そういう補助金等は一般財源として県知事に与えて、そこから或る程度出すようにしてもよろしいのではないかと。それから又補助率というものは特殊なものとは別でございますが、大体原則としては二分の一というのが大きき用途でございます。余り高率の補助というものは却つてもうほうもいゝジーンと氣持にならなかつた。そういうふうな補助金等がたに餘つた。おしに行きたい、こういう大きな一つの考

えがあるわけでありまして、この普及員制度につきましても、御承知のようにすでにそれが創設されてから六、七年になつたと思ひます。そうして非常にいい制度であるといふので皆さんから推奨されてゐるのでありますが、又一方或る程度その制度の効果的であるといふことが一般に認識されて参りました場合においては、新しい制度ができた当初には制度の趣旨が普及いたしませんから特に高率の補助率を使つてやる必要もございまして、一般的

にその思想も普及して参つたからこゝらで一般の半々の補助率に引下げたからどうだらうという考えもあるわけでありませう。特に農業關係の問題でござい

ますのでこれは國の責任であると同時に各地方の重要な問題でもございませう。自治体の首脳部としてもそれ／＼自分の行政の見地から深い関心を払つてゐるという問題であります。農業といふものは大体さういふものが多い。こういう考え方もいろいろと考へ合せまして、先づさういふようなものから徐々に地方の自治に廻して行くべきものでなかつたらうか、さういふことで取上げたわけでありませう。

○小笠原三男君 私は各論的なことはあとでお尋ねしようと思つたが、農林行政の内容的な見地にも立つた財政當局から意見を伺つて誠に恐縮するわけですが、私はこれが重要であるか重要でないかは農林當局へお尋ねしようと思つたので、あなたのほうは金の整理するほうの關係だから、その限度で

お答え願つておきたいのです。そこで各論に入るといふと長くなりますからその点はあなたに對しては質疑は留保しておきます。

次に問題を移しまして法律關係についてお尋ねするわけですが、例えば児童福祉法という法律がある、その中の母子手帳というものの費用に關して、当分の間これを適用しないという法律がある。これは児童福祉法という法律だと思ふ。これは児童福祉法という法律があつて、さうして今審議している法律が特例になつてゐる。さういふ形になつて、この特例の法律で本法である児童福祉法のこれと定めることはできるのでしょうか。そこで私はわか

○國務大臣(緒方竹虎君) 私さうい

る。ところが今度は地方財政法のほうとはこの二つの法律はどういう関係ができて来るか、どういう関係があるのかというところをお尋ねしておきたいのです。これは、単に一例を挙げました、今度出て来ている特例等に関する法律案では、母子手帳だけではなく、建設省関係にもありますが、地方財政法に關係がある部分が多い。それで母子手帳を一例にとつてみますと、地方財政法の第十條では「地方公共団体又は地方公共団体の機關が法令に基いて実施しなければならぬ事務であつて、法令に基くというものは、児童福祉法をこれに指す」ということは明らかであります。で、児童福祉法に基いて実施しなければならぬ事務であつて、「国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務」これは相互の間に關係のある事務です。「のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」と明らかに法律規定がある。そうして、左の各号に掲げるというのの八に母子手帳というのが明記せられておる。それで一方児童福祉法なりその特例のこの關係法律が特例法によつて直つたといつても、この地方財政法は生きてゐる。そうするとこれはどういふことになるのか。地方財政法のうちの八というところの母子手帳というのは、当分の間という今度の特例によつてこれは法律違反にはならない、地方財政法までこれは拘束されるのだという根拠が私にはわからないのです。地方財政法は私は基本法だと思ふのです。これに手をつけることなしに、単に児童福祉法のうちのこの特例を直してそれで済むか。或いは法律家でない私の思ひつきですが、いや、この地方財政法の法令に基くという法令は児童福祉法だ。その児童福祉法は特例によつても直つたのだ。停止せられてゐるのだから、この八の母子手帳というのは、文章上は明記せられておつても停止せられておるのだ、こういうのかも知れません。併し私はそういうような意見はとりたくない。直すなら根本的に皆それ、法律的に措置せられるべきものではないかという見解を私は持つてゐる。而も地方財政法というものが一々こういうふうな箇条書で明記してゐるものは、輕々に財政的な都合等々という理由を以て実施したり、実施しなかつたり適當でないのだということできている法律ではない、かと思ふのです。これは国の財政法と地方の財政法とが見合つて、国と地方の財政計画を確立する上にとつて基本的な立法だと思つてゐる。そういう考え方で私はお尋ねしてゐるわけで、この第八條の特例を以てして實際これをとめることができるとするならば、それは法律違反ではないか、こういう見解の下にまあ副總理のお考えをお尋ねしたい。それでこれはお尋ねして答えられないとなれば、法制局の關係からお尋ねしますので財政当局の御説明は要らない。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは私も率直のところわかりません。今事務当局から聞いたところでは、地方財政法を改正することになつてゐるやうです。

○小笠原三男君 その改正することになつてゐる法律案は御提案になつて

おりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは当初私どもの希望といつたしましては、この法律を附則で改正したいと思ひましたが、自治庁といつたしましては、地方財政法は基本法でもあることであるから自分のほうで提案したいといふので、もう提案したはずでございます。いづれにしても、まだ今日まで提案しなれば、もう提案になることになつております。常にこういう關係の改正がありましますときは必ずそれに見合つた地方財政法の改正をする、こういうのが從來からの政府の行き方でありま

○小笠原三男君 それが一般的な他の問題も含む地方財政法の大巾修正であるなら、それは他の地方行政委員会にかけられていいわけですが、これと關係で地方財政法を自動的に修正するのだといふことであれば、地方財政法の修正といふことのほうが大事なのですか、この特例法の修正というほうが大事なのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 御趣旨がちよつとはつきりしませんが、要するにこれを改正しますれば只今お話がありましたように地方財政法をほつておけば矛盾を生じますから、その法律の間の矛盾をなくしたいといふことで、これを提案すると同時に政府はこれとひようそくの合つた地方財政法の改正を提案する、こういうことになつております。

○小笠原三男君 それではひようそくの合つた改正といふと、その内容は母子手帳といふところは削除するといふことではなくして、「当分の間、適用しない」、当分の間の経費の全部

又は一部を負担しない、こういう意味に修正になるわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さやうです。

○小笠原三男君 そういふふうによつて基本法である地方財政法にまで個々に、当分の間適用しないという暫定措置をばらばらにとつて行くといふことについて、政府の基本的な考え方をお尋ねしておきたい。そういうことが許されるかどうか。こういう特例のほうで必要やむを得ないといふことになつて、基本法のほうは当分の間といふやうなことで動いて行く、そういうやうなことで地方財政法という法律の建前からいつていいものかどうか、この点伺つておきたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 地方財政法の構成を申し上げますと、第九條において地方公共団体がその全額を負担する経費といふことを規定しております。それから第十條において国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費、それが更にあとにほかに、国が今度全額負担しなければならぬ、即ち国と地方との経費の負担区分といふものは昔から非常に議論がございますが、とにかく国が全部を當然その制度の建前上みなければならぬと思はれるもの、それから地方が当然全額をみなければならぬもの、その中間に国と地方が或る意味において共同でみるものが適當なもの、こういうふうになつてばに分けて三つあるのであります。それでこのいわゆる第十條の關係の分を見ますと、「国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、な

お、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げる云々とありまして、国が進んで経費を負担する必要がある場合に、制度におきましてはその制度の維持に必要上、或いは又補助金なんかにつきましては、暫くそれが普及徹底いたしますまでの奨励的な場合、いろいろの場合がございます。一概には言えません。併しそれらの場合に国が進んで負担する必要があるやう、こういうふうな考へておる間は、こういうやうな分け方を、こういうことを規定しておるのであります。これはそのとき々の時代によつていろいろと相對的に考へがきまるわけでありまします。で、そういう意味におきまして、今般は全体の考へ方として例へば母子手帳の制度を一應全部地方で持つてもらうという考へ方を政府がとりまして、それに応じてこれを改正するといふことになるわけでございます。

○小笠原三男君 あなたが只今おつしやつた通り、この第十條といふもの、そのものは見出しがついておるのだ、が、「国が全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費」、もう一部であるやうが何であるやうが、負担しなければならぬ経費として挙げられておる。だから負担しないといふればこれは削除すべきものなんです。一部負担を当分の間停止するなどといふことを、この見出しの下において、第十條において行うことができるかどうかといふことが私は疑問なんです。初めから一部を負担するといふことが前提なんです。で内容的にこれに対して経費を負担する必要があると認めるのであるとか認めない

とか、そのときそのときによつてそれが変わるものだと私は実は考えていない。この十条の一項にあるように、「国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げる」ということで、左の各号の一に掲げておるものは国が進んで経費を負担するということとを認めておるのです。だからこれを認めないということであるならば削除しなければならぬはずなんです。而も当分の間これをやらないという便宜的な措置をとるといふことが、この十条の一項からいって行われようかどうかというところは私は問題があると思うのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤一朗君) おつしやる通り削除ができれば一番よろしいわけでありまして。ただ本法案との関係におきましては、本法案は「当分の間」といういわゆる臨時立法でございます。削除ができるのでございまして、即ち、勿論当分の間削除すると同じ、即ち停止をするということとは勿論可能ないわけでありまして。

○小笠原三男君 あなたは財政当局だから割切つてそういうことを言います。が、この地方財政法とあるからこれは財政上の見地だけで云々すればいいのだというふうには私は考えない。これは単に十条の例をとつて言うておるから私はこゝで申し上げておくのですが、この「国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち」ということで、相互の利害に關係のあるというところは母子手帳においては認めておるわけなんです。それで仮に補助金は当分の間出さないとなつてもこれは国と地方公共団体に利害があるという問題は消えない。やはり国と地方公共団

体の利害がある母子手帳なんです。そういうものは消えないんです。そういう精神が消えないものを当分の間削除して行くという限りにおいては、この母子手帳というものの内容について考えなければならぬことだと思ふ。これは母子手帳というのは国の利害に關係あるとはしない。これは地方の實際の事務だ、そういうようなわけがききとできない限りは、単に財政的な都合で云々といふことで当分の間停止するとか何とかいふようなことはできんじやないか、私はそういうふうにか考へるのです。これは母子手帳です。かなあにそういうものは輕いものではない。ふうにお考えでしょうが、他にも地方財政法に抵触する部分では性病予防法とか或いは漁業調整委員会に関する国の負担、こういうようなものがそれであるわけなんです。これは国と地方とが両方持ち合つてやる事務だ、相互に利害があるのだ、ただ単に地方だけの問題ではない、ただ単に国だけの問題ではない、こゝになつてくるから金がかさむ、こゝに金がかさむから金を消すといふならば、国と地方とのこの事務の關係はどういふにこれを規定して行くかといふことに遡らなければならぬ。この地方財政法を簡単に動かすわけにはいかんと私は思ふ。この点は如何ですか。

○政府委員(佐藤一朗君) この十条は非常に沿革のある条文でございます。まして、小笠原さんのおつしやる点よくわかりますが、要するに国の行政の中の相当部分というものは中央と地方とに利害があるわけでありまして。併しなから必ず利害があるからと言つて国が財政的負担をしなければならぬというこ

とまでは言つていないのであります。これは特に御承知の通り、規定してあるものについて国が負担する、こういう建前になつております。それで何しろ広範な行政事務のことでありまして、これを取上げればきりがありません。これは「国と地方とに關係がある」といふとき、この「國が特

にやる必要がある、若しくは地方に任せてもよろしい」といふ事務、それ、この考えが立つわけでありまして。その考へによりまして從來もその都度この規定の出入りがあつたわけでありまして。これはこの規定がずつと前からございまして、そういうふうな取扱ひになつてゐることを一つ御了解願ひます。

○小笠原三男君 最後に一点だけ。今財政当局がお聞き及びの通りの御答弁で、たゞつじつとを合せて答弁してゐるだけなんです。私は副総理に基本的にさつきからお尋ねしてゐるよう

に、法律の根拠がないものでせよと補助金等が外部団体、地方公共団体に幾多出てゐる。政府はそれは整理せられ

ておらんのです。これだけあるのですよ。しかるに地方財政法に根拠をもつ、即ちいまだと地方との現行の事務配分からいって必要であることを認め

て來てゐるものが打切られ、そうして他に何ら法律上の根拠のない、ただ予算措置で各省が勝手にと言つて語弊があるが、適當にお手繰りてくれてやる金のほうは手を付けておらない。こういうことは法律を尊重して行くといふ建前であるのかないのか。私はそういうことを問題にするので母子手帳だけ

を問題にするのではない。そういう基本的な政府の考へ方はどういふことであつて、こういう整理の法律案が出て來たのかといふことを尋ねてゐる。この考へ方如何によつては將來根本的な抜本的な検討を加えて一切を整理する段階に委ねたらどうかといふ考へ方も出て來るわけなんです。

○國務大臣(緒方竹虎君) 法律を尊重しない、輕視するといふ觀念は少しも持つておりません。先ほどから繰返し申し上げましたように今回は特別の予算の編成の必要上、法律の改廢を必要と

政府が考へるものが出て參りましたので、それを法律を以てその改正の審議を願ひ、御決定を願ひたいといふだけでございまして、今御引用になりました法律に根拠のある補助を何故に削除するかといふこと、法律の根拠のない補助金に手を付けないで法律に根拠のあるものに手を付けるのは、国会の立法権の輕視ではないか、又議員立法を輕視するのではないかといふお話がありま

した。これは先ほど申しましたように法律に根拠のない、關係のない補助金も私は数字は知りませんがとも相当削つてゐると思ふ。従ひましてその点から法律輕視といふ御意見にはすぐ承服いたしかねるのでございます。

○小笠原三男君 簡単にお尋ねします。法律に根拠のあるものと、法律に根拠のない単なる予算措置で補助金を出すものとどつちのほうに重要度があるのですか。国の行政としてどつちが重要なんですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは申すまでもなく、法律に根拠のあるものは法律の趣旨を尊重しなければならぬと考へます。

○小笠原三男君 然らば法律に根拠のあるほうのそれを修正し、或いは停止するといふようなことをする前に、なぜ法律の根拠のないほうのそれを整理することによつて、三十億なり十七億なりを浮かす努力をしたか。つたのか、これは単に数十億といふような金ではない、法律に根拠のない補助金のほうを先に手を付けたか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 整理いたしたものは金額にして六十億で約百件、そのうちの法律に根拠のあるものが三十億ばかりと思ひます。

○小笠原三男君 法律に根拠のないものも三十億ばかり整理したのだからそれでいいのだ。だから根拠のあるほうもそれに見合つて三十億削るのだといふのはおかしいじやないですか。私はその考へ方がおかしいと言つて

す。法律に根拠のあるほうを手を付ける前に、法律的に根拠のないその時々

の便宜的な補助金、予算措置だけでやつておるほうを先に手を付けるべきじやないですか。ただ理論的にはいろいろ重要度があるのだ、内容的に重要なんだと言へば、この法律に根拠のあるほうも内容的に重要なんだといふことになりまして、私はそういうことは議論しません。財政的な見地に立つてどうしても圧縮することになつて來た

いですが。少くともこつちは法律の根拠がある。而も二重、三重に地方財政法にも根拠があるものです。そのほかに手を付けてあと法律の根拠のない補助金とか何とか町村に百円足らずしか行かないような補助金等がそのまゝ生きている。おかしいじゃないですか、一貫してないという点を言うのです。私はそういう点についてはどういう考えをお持ちになつておられるのかということなんです。さつきから繰返して言っていることはそんなです。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは別にあの法律に根拠のあるものといふものを見合つてやつたのではないのでありまして、個々の経費を性質に応じて整理して参つたらたゞ／＼そういう数字が現われたので、今の御趣旨はよくわかりませんが、別にこの法律に基くもの、特に議員立法に基くものを特別輕視したことは決していないのであります。ただその運び方については意見が分れるかも知れませんが、政府といひましては各省なり事務当局とも十分に打合せまして、そしてこういう結論を出して参つたのであります。

○小笠原三男 まあ副総理としてこんな補助金整理というよりなことは今のところでは大した問題でなくて、別なことにまあ心が行つていゝと思う(笑聲)。ですからこれ以上聞いたところでどうにもしようがないし、隣から紙を出されて読まれるだけではまあ質疑しても十分なことではないのですが、たださつきからいゝ／＼議論しているところから見て副総理の個人的な氣持としては、結局これはまあいゝるな事情で各省から出るものは出てもらつて一応整理して出したものなん

で、深く論理的な根拠を持つて究明の末出て来たものでもないし、まあその辺のところは然るべく見計らつて審議をしてもらいたいところがあるが本心だと私は思ふのですがね。これはもう率直に論理的に筋道立てて話合つて行く段になれば私はやはりたつたこれだけの補助金整理というよりな法律案ではおかしいと思ふのです。もつと本能的にその前提として出て来ておるものがあり、而もそのためには基本的な政府の補助金整理に対する要綱が確立しておつて我々に示さなければ、どうにもこの法律だけではのみこめないうふうになるわけなんです。

で結局副総理にはこれ以上お尋ねしても、尊重しております、何でありまうと言われども(笑聲) 実体は尊重していないので、早く言えば主観の相違ですから私のお尋ねする点はこれで終ります。

○千田正君 私は時間がありませんから……

○委員長(松永義雄君) 念のために申上げます。佐藤総務課長は衆議院からの切なる要求がありまして行かれるのでありますから。

○千田正君 私は副総理に一言だけ聞きたい。さつきから小笠原君の質問に對してお答えは一貫して、これはいゝわゆる国会を輕視しているのじやない、こういうことを言つておられますが、或いはそうかも知れませんか。そうかも知れないのだが、結果において私はこの議員立法をこの法律が出るために停止若くは廃止されるものも出て来る。廃止されるということになると、これは大きな影響が来ることもあるわけなんです。それで私はこれは副総理は

全然輕視したつもりで出したのではないということはあるけれども、結論においては現存の法律を停止し若くは廃止する、この点に對しては昨日も法制局長官との間にいろいろ議論したのであります。衆議院においては各学者はこれに對して憲法違反の疑義がある、こういう問題がある。法制局長官としては憲法に違反はしていない、法律的技術においてはどうかやう曲りなりにもこれは成り立つ。こういう論法であります。私が、私から言えばこれは立法の精神は妥當でないということなんです。いゝわゆる万民がひとしく納得の行くよりなものでなければ法律は輕々に出すべきものではないのじやないか。而もこの内容を見るとさつきも小笠原君が言つたように、第一条と二条と又全然違つた関連のないものが相當あるのであつて、ただ財政的処置でうまくやろうというだけの便宜法律であつて、こういう法律は国民にとつては決して喜ばれる法律ではない。こういう妥當でないものを政府が出すということは、而も議員立法を或る程度停止し或いは廃止するということは、これは一応の精神的において憲法の違反になる疑いを相當持つている法律であつて、これを撤回する意思がないかどうかという点だけを私は一応聞いておきたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) 憲法の点は私も多少見てみたのですが、憲法違反にならんと思ふのでありますが、今お述べになりましたような意見も一面においては立つのじやないかと考えるのです。であります、政府としましてこの際この法案を撤回するといふ考えは持つておりません。

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記

をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

昭和二十九年四月一日印刷

昭和二十九年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局